全教しぶり

16年４月号
発行
全胆振教職員組合

18 歳選挙権が実現!!

報道でご存じの通り、今夏の参議院選挙から「18 歳選挙権」が実施されます。

2007 年に改憲手続法(国民投票法)が自民･公明･民主３党の共同で成立しましたが、民主党案に「18 歳からの改憲国民投票権」が盛り込まれていました。その際、選挙権 20 歳のもとで、国民投票権だけが 18 歳ではまずいだろうということで、手続法の付則に「18 歳選挙権が実現しない間は国民投票権も 20 歳」とされ、2015 年６月に公職選挙法が改正されました。改正法は 2016 年６月に施行されて、施行後初めての国政選挙となる参議院選挙から適用されるため、投票翌日の７月 11 日までに満 18 歳の誕生日を迎える高校生３年生から投票できることになります。

世界 192 カ国･地域のうち、すでに 170 の国･地域で 18 歳かそれ以下の選挙権が実現しています。OECD 加盟 34 カ国のうち 20 歳以上だったのは日本だけで、多くの国では 16 歳選挙権が常識です。日本は遅すぎたくらいです。

「新通知」で、高校生の政治活動が解禁

これまで、高校生の政治活動は全面的に否定されていました。(文部省通達。俗に「69 年通知」)「政治的中立性」を口実に、「学校における政治的教養の陶冶という優先的課題を事実上封印してしまった」(平成 27 年全国高等学校 PTA 連合会の意見より) これが青年層の「政治的無関心」や「投票率の低さ」につながったと指摘されています。69 年通知では「(高校生は)選挙権など参政権を制限されて」いることが、政治活動の禁止理由とされていました。しかし、18 歳以上に参政権が与えられることから、69 年通知は廃止され、新たに 2015 年新通知がつくられました。

新通知では、冒頭に教育基本法 14 条 1 項を掲げて、積極的に位置づけられています。

> 注)教育基本法第十四条
> 1　良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
> 2　法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

しかし、その実際は「模擬選挙や模擬議会、ディベートなどの体験活動の充実」など、投票の仕方や政治の仕組みの学習に偏っています。

新通知では確かに「選挙運動や政治的活動は…生徒が判断し、行うものである」とされています。しかし、一方で多くの条件が付けられています。

(1) 生徒会活動、部活動等を含む教育の場では、学校が禁止すべき
(2) 放課後や休日であっても、校内での活動は学校が制限または禁止すべき
(3) 放課後･休日に校外であっても、次の場合は、学校が制限･禁止もしくは適切な指導をすべき
- 違法･暴力的な「おそれ」のあるもの
- (自身または他の生徒の)学業に支障があると認められるもの
- 生徒間に政治的対立が生じる支障があるもの

これでは、いくらでも高校生の活動は制限できます。しかも、その判断や禁止を学校に丸投げしています。これを受けて、愛媛県立の全高校が校外での政治的活動に参加する生徒に学校への事前届け出を義務づけると報道されました。確かに、学校が

教育の場である以上、他の生徒の教育に支障がある場合には、政治活動の制限･禁止はあり得ます。しかし、届け出制は生徒への萎縮効果が大きく、政治活動の自由を脅かすおそれの強いものです。学校側は客観的にどういう場合に政治活動が制限されるのかを事前に明らかにすべきです。そして、そこに生徒の意見を取り入れることこそ、「新通知」にいう本当の意味での「政治的教養を尊重する」ことになるのではないでしょうか。

学校･教員の「政治的中立性」って何!?

また、新通知では、学校の「政治的中立性」が強く押し出されています。「指導に当たっては教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること」とされています。69 通知でさえ、「教師の見解そのものも種々の見解の中の一つであることをじゅうぶん認識して」とあります。確かに、教職員が自分の見解を押しつけることは正しい教育ではありません。しかし、高校生が判断に迷ったとき、「先生はどう考えるの」と聞くことは十分考えられます。そのとき「先生は意見は言えないよ」というのでは、政治的判断をするのはいけないと感じさせることになってしまわないでしょうか。

学校、教員には「政治的中立性」が厳格に求められます。しかしそれは「特定の政党の政策･主張に関する支持または反対のための政治教育」であって、各政党の政策･主張を教えることを禁じたり､生徒にそれを話し合わせたりすることまで禁じてはいません。教育基本法第 14 条 2 項の「法律の定める学校は、～政治的教育その他政治的活動をしてはならない」という条項は､戦前の学校を使った軍国主義への絶対服従への反省から、国による統制を禁止したものです。有名な旭川学テ最高裁判決でも「教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であること」とされていることからも明らかです。つまり、「政治的中立性」は学校教育へ国家が介入してはいけないという意味なのです。

「政治的教養」と「政治的中立性」

「政治的中立性」は次第に解釈が拡大され､教育を狭い範囲に閉じ込め始めています。教科書検定基準が見直され、政府見解を教科書に書き込むことが強制されています。北海道では弁護士会が高校と行った「憲法出前授業」を、議員が「偏向教育だ」と指摘する状況も生まれています。宮城県でも、社会科学部が部活動の一環として同校生徒の安保関連法に関する意識調査を発表しようとしたところ、高校教育課長が「特定の見方や扱いとならないように」と通知を出しています。これでは、高校生も教員も怖くて何もできなくなってしまいます。みなさんご存じの「アベ政治を許さない」と書かれたクリアファイルの調査もその一例でしょう。

政治的教養を養う教育とは、子ども達が政治的に中立な意見を持つことが目的ではなく、多くの情報をもとに公正に自由に政治的判断ができるようになることであるはずです。

国際法上も、教化(意見を押しつける)にならない意見の表明は認められています。「教員の地位に関する ILO･ユネスコ勧告」、ドイツのボイテルスバッハ･コンセンサス、そしてイギリスのクリックレポートでは、「明言的方法(教員がまず自らの見解を述べ、それに対する賛成･反対を考えさせる」という方法まで提示されています。

日本では、若者を使い捨てる「ブラック企業」、学生に無理な働き方を強制する「ブラックバイト」、実質「学生ローン」ともいうべき奨学金制度など、若者が生きづらく解決しなければならない課題が多いのが現実です。未来の日本をつくっていく若者に、社会の形成者としての確かな政治的教養を身につけさせることこそが、学校の役割であり、「教育 上尊重されなければならない」ことではないでしょうか。